

おくやみハンドブック
〜ご遺族のかたへ〜

白岡市



ご遺族のかたへ

ご家族のかたのご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

白岡市では、ご遺族のかたが届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族のかたがたに少しでもお役に立てば幸いです。

白岡市役所 0480-92-1111 (代表)

もくじ

1.	死亡届について	p.5
2.	障がい福祉の手続きについて	p.8
3.	年金の手続きについて	p.9
4.	葬祭費について	p.10
5.	介護保険等の手続きについて	p.11
6.	亡くなられたかたに児童がいる場合について	p.12
7.	保育の無償化に係る手続きについて	p.13
8.	就学援助に係る手続きについて	p.13
9.	税の手続きについて	p.14
10.	道水路等の占用に関する手続きについて	p.15
11.	水道・下水道の手続きについて	p.16
12.	農地相続の手続きについて	p.17
13.	犬の変更登録の手続きについて	p.17
14.	遺品の処分について	p.18
15.	長期優良住宅の認定に関する手続きについて	p.18
16.	指定・登録文化財所有者等の変更手続きについて	p.19
17.	図書館利用者カードの手続きについて	p.19
18.	犯罪被害者等見舞金の手続きについて	p.20
19.	外国籍のかたの届出について	p.21
20.	お問い合わせ窓口一覧	p.22
21.	その他の主な手続き	p.23

チェックリスト

亡くなられたかたについて当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページでご確認ください。

確認事項(亡くなられたかたについて)		チェック		該当ページ
住民票 戸籍	さまざまな手続きのため、戸籍謄本が必要ですか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.6
	印鑑登録はされていませんか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.6
	外国籍でしたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.21
障がい 福祉	障害者手帳をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.8
年金	国民年金等の公的年金を受給または加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.9
健康 保険	国民健康保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.10
	75歳以上のかたでしたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
介護 保険	65歳以上のかたでしたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.11
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
子育て	子ども医療費助成の医療証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
	児童手当を受けているご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.12
	ひとり親家庭等医療証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ
教育	就学援助費を受給されていましたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.13
税金	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.14
	土地や建物の固定資産をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.15
	給与所得または給与所得以外の所得(不動産所得、年金所得など)はありましたか？	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.28

身近な方が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

	3か月以内	4か月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○相続放棄・限定承認 ○相続財産の調査 ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○公共料金等の手続(25ページ参照) ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等 	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告(28ページ参照)

(27・28ページ参照)

10か月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(27ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告・納付(28ページ参照)

白岡市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、そちらもご確認ください。

大切なかたを喪^{うしな}い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたいかたは、22ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの詳細について

〈22ページ〉
必要な手続きのお問い合わせ窓口一覧

〈23～25ページ〉
白岡市以外で必要な手続きのチェックリスト

こちらに記載されている手続きについては、一般的な仏式となっています。

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。
※火葬を終えていれば、死亡届はすでに受理されています。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。
※埼玉斎場組合での火葬の場合は、死亡届を提出する際に予約票を提出してください。

◇届出地

亡くなられたかたの本籍地、届出人の所在地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役場

◇届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届原本(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの) 1通

◇白岡市に届出を提出する場合は

【平日(午前8時30分から午後5時15分まで)】

仮設本庁舎 市民課

【夜間及び休日】

仮設本庁舎夜間休日窓口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇亡くなられたかたの住民票の除票の請求について

亡くなられたかたの住民票の除票については、請求者自身が利害関係人であり自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や、官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。

なお、本人と同一世帯であったかたでも請求者(申請者)本人が利害関係者でないと請求できません。

※亡くなられたかたの住民票の除票にマイナンバーの記載はできません。

【請求に必要なもの】

- ・窓口に来るかたの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・委任状(利害関係者からの依頼により代理人が請求に来る場合)
- ・利害関係と請求理由を裏付ける疎明資料

【疎明資料の例】

①相続手続きの場合

請求者(申請者)が相続人であることが確認できる戸籍謄本など

②死亡保険金の受取の場合

請求者が受取人として記載されている保険証書など

③未支給年金や遺族年金の請求の場合

住民票の除票の写しが必要と記載された資料や請求者(申請者)と亡くなられたかたの関係がわかる書類(戸籍謄本など)

※ただし、市の住民登録情報や戸籍の情報により亡くなられたかたと請求者(申請者)の関係が確認できる場合は不要です。

担当：市民課 住民担当

2. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちのかたが亡くなられたときは、所定の手続きが必要となります。

その他、亡くなられたかたが、障がい者を対象とした手当等を受給していた場合、障害福祉サービスを利用していた場合、所定の手続きを速やかに行ってくださいようお願いいたします。

手続きが必要なかた	手続き内容	手続きに必要なもの
身体障害者手帳を所有していた・療育手帳を所有していたかた	手帳の返還手続き	身体障害者手帳または療育手帳 亡くなられたかたのマイナンバーがわかるもの
重度心身障害者医療費支給制度を利用していたかた	受給資格の喪失及び相続人の登録手続き	重度心身障害者医療費受給者証 相続人の送付先・振込口座がわかるもの
特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していたかた	手当の喪失手続き	受給者の死亡した日付がわかるもの 相続人の送付先・振込口座がわかるもの
在宅重度心身障害者手当を受給していたかた	手当の喪失手続き	受給者の死亡した日付がわかるもの 相続人の送付先・振込口座がわかるもの
心身障害者扶養共済制度を申し込みされていたかた	弔慰金手続き	住民票(加入者・障がい者) 加入者名義の振込口座がわかるもの
精神障害者保健福祉手帳を所有していたかた	手帳の返還手続き	精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)の受給者証を所有していたかた	受給者証の返還手続き	自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)受給者証
障害福祉サービスを利用していたかた	受給者証の返還手続き	該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証

担当：福祉課 障がい者福祉担当

4. 葬祭費について

「白岡市の国民健康保険に加入されていたかた」が亡くなられたときは、葬祭を行ったかた(喪主)に対して50,000円が支給されます。

◇申請に必要なもの（国民健康保険の場合）

1. 亡くなられたかたの資格確認書または資格情報のお知らせ
 2. 葬祭を行ったことが確認できるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書等) ※コピー不可
 3. 喪主の預金通帳またはキャッシュカード
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

担当：保険年金課 国民健康保険担当

「後期高齢者医療保険制度に加入されていたかた」が亡くなられたときは、葬祭を行ったかた(喪主)に対して50,000円が支給されます。また、高額療養費等の返還にあたり、相続人代表の申し立てをしていただきます。

◇申請に必要なもの（後期高齢者医療保険の場合）

1. 亡くなられたかたの資格確認書または資格情報のお知らせ
 2. 葬祭を行ったことが確認できるもの(会葬礼状、葬儀費用の領収書等) ※コピー不可
 3. 喪主の預金通帳またはキャッシュカード
 4. 相続人代表のかたの印鑑
 5. 相続人代表のかたの預金通帳またはキャッシュカード
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

担当：保険年金課 後期高齢者医療担当

5. 介護保険等の手続きについて

介護保険等に関する手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

手続きが必要なかた	手続き内容	手続きに必要なもの
① 65歳以上のかた	相続人の確認 介護保険料のご案内	亡くなられたかたの介護保険被保険者証
② 緊急時通報システムを利用していたかた	利用取消の手続き	緊急時通報システム機器一式 (後日でも可 持参が難しい場合には要相談)
③ 配食サービス事業を利用していたかた	利用取消の手続き	特になし
④ 紙おむつ給付事業を利用していたかた	利用取消の手続き	特になし
⑤ 高額介護サービス費等の支給を受けていたかた	相続人の確認 口座情報の確認	相続人のかたの通帳
⑥ 要介護・要支援認定申請中のかた	認定取下げの手続き	特になし

① 介護保険管理担当
担当：高齢介護課

②～④ 地域支援担当
⑤～⑥ 介護認定給付担当

6. 亡くなられたかたに児童がいる場合について

18歳以下のお子様を養育されているかたが亡くなられたとき、18歳以下の児童が亡くなられたときには、所定の手続きが必要な場合があります。該当の有無について、お問い合わせください。

手続きが必要なかた	必要なもの	手続き期間
児童手当の受給者が亡くなられた場合	新たに受給者となるかたのマイナ保険証・資格確認書等、通帳、届出人の本人確認書類、お子様名義の通帳	15日以内
児童手当対象の児童が亡くなられた場合	届出人の本人確認書類	
こども医療費の受給者(保護者)が亡くなられた場合	こども医療費受給資格証、届出人の本人確認書類、新たに受給者となるかたの通帳、児童のマイナ保険証、資格確認書等加入されている保険の情報がわかるもの	
こども医療費対象の児童が亡くなられた場合	こども医療費受給資格証	
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合	受給者により必要なものが異なりますので、お問い合わせください。	
児童扶養手当支給対象児童が亡くなられた場合	証書、受給者の本人確認書類	
ひとり親家庭等医療費の受給者(保護者)が亡くなられた場合	受給者により必要なものが異なりますので、お問い合わせください。	
ひとり親家庭等医療費対象の児童が亡くなられた場合	ひとり親家庭等医療費受給者証	
18歳以下の児童を養育されているかたが亡くなられた場合	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を受けられる可能性がありますので、お問い合わせください。	15日以内

担当：こども保育課 こども給付担当

7. 保育の無償化に係る手続きについて

保育所・学童保育の利用、ならびに幼稚園・認可外保育施設等を利用されているかたで、保育の無償化に係る手続きをされている場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

手続きが必要なかた	手続き内容	手続きに必要なもの
利用児童の死亡 (利用児童の保護者が手続き)	退所手続き	本人確認書類
利用児童の保護者の死亡 (利用児童の親族が手続き)	支給認定の変更申請	本人確認書類
	保育料・給食費振替 口座の変更	○本人確認書類 ○キャッシュカード (埼玉りそな銀行、埼玉縣信用 金庫、足利銀行、武蔵野銀行に 限る) ※南彩農業協同組合は直接支店で お手続きしてください。

担当：こども保育課 学童保育担当・保育担当

8. 就学援助に係る手続きについて

就学援助費を受給されているかたなどが亡くなられた場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

手続きが必要なかた	手続き内容	手続きに必要なもの
就学援助費受給者(申請者(児童生徒の保護者))の死亡	就学援助受給者状況 変更届の提出	振込口座を変更する場合は、新たな 振込口座の通帳またはキャッシュ カード

担当：教育指導課 学務担当

9. 税の手続きについて

◇市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられたかたで、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承されます。

つきましては、相続人代表者指定届出書の提出をお願いいたします。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ
税務課 住民税担当

所得税・相続税についてのお問い合わせ
春日部税務署 ☎ 048-733-2111 (代表)

◇軽自動車税（種別割）

軽自動車等（原付・二輪車・小型特殊自動車・軽四輪等）を所有されているかたが亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、次の各機関にお問い合わせください。

軽自動車税（種別割）の納付についてのお問い合わせ
原付（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカーについて
税務課 住民税担当

125ccを超えるオートバイについてのお問い合わせ
関東運輸局 埼玉運輸支局 ☎ 050-5540-2026

三輪・四輪の軽自動車についてのお問い合わせ
軽自動車検査協会埼玉事務所 ☎ 050-3816-3110

◇固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有するかたが亡くなられた場合、相続人代表者指定届出書等の提出をお願いしております。

相続の登記が賦課期日(1月1日)までに完了しなかった場合には、この届出により指定された相続人の代表者が所有者として固定資産(補充)課税台帳に登録され、固定資産税の納付・還付の代表者となります。

固定資産税・都市計画税についてのお問い合わせ
税務課 資産税担当

相続登記についてのお問い合わせ
さいたま地方法務局 久喜支局 ☎ 0480-21-0215 (代表)

相続税についてのお問い合わせ
春日部税務署 ☎ 048-733-2111 (代表)

10. 道水路等の占用に関する手続きについて

道水路等の占用に関する手続きをされていた場合は、道水路の占用権承継の手続き等が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

【手続きに必要なもの】

- ①道路占用権承継許可申請書
- ②法定外公共物使用許可承継届出書

担当：道路課 管理担当

11. 水道・下水道の手続きについて

亡くなられたかたによって、手続きが異なる場合がありますので、手続きの詳細については、お問い合わせください。

項目	対象者	手続き内容
水道・下水道料金	水道を使用(所有)していたかた	水道使用者(所有者)の変更手続き
	井戸水を使用している世帯のかた	井戸使用人数の変更手続き
下水道事業受益者負担金	現在、下水道事業受益者負担金を支払っているかた	下水道事業受益者異動手続き
農業集落排水処理施設使用料	農業集落排水使用世帯のかた	使用人数、使用者等の変更手続き

担当：経営課 経営担当 (0480-92-1304)

◇浄化槽管理者が亡くなられた場合

浄化槽管理者の変更手続きが必要です。手続きの詳細については、お問い合わせください。

担当：上下水道課 管理担当 (0480-92-1645)

14. 遺品の処分について

遺品整理に伴って発生するごみは「家庭ごみ」に該当します。遺品整理や片付けはご遺族が行うことも事業者へ依頼することも可能です。しかし、収集・運搬については、ご遺族または法律に基づき蓮田白岡衛生組合の一般廃棄物収集運搬の許可を受けた事業者しか行うことができません。

【整理・仕分け・片付け】 …… ご遺族または事業者

【収集・運搬】 ……………… ご遺族または許可を受けた事業者

ご遺族が運搬する場合

ご遺族が蓮田白岡衛生組合に直接ごみを持ち込む場合は、受付窓口にて下記書類の提示が必要になります。

- ・本人確認書類(住所の記載がある運転免許証など)
- ・ごみの発生場所がわかる書類(公共料金の領収書など)

ごみの運搬を依頼する場合

ごみの運搬は、蓮田白岡衛生組合の一般廃棄物収集運搬の許可を受けた事業者にのみ依頼できます。許可業者については、蓮田白岡衛生組合にお問い合わせください。

担当：蓮田白岡衛生組合(蓮田白岡環境センター)
☎ 0480-92-8839

15. 長期優良住宅の認定に関する手続きについて

お住まいの住宅が長期優良住宅の認定を取得されていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

【手続きに必要なもの】

- ①承認申請書(正本・副本)
- ②地位継承の事実を証明する書類(2部)

※2,200円の手数料がかかります。

担当：建築課 建築担当

16. 指定・登録文化財所有者等の変更手続きについて

指定・登録文化財の所有者（保持者）であった場合は、所有者（保持者）変更手続きが必要となります。

担当：生涯学習課 文化財保護担当

17. 図書館利用者カードの手続きについて

図書館の利用登録をしていた場合は、利用者カードの返納が必要となります。

担当：生涯学習課 学びあい図書館担当

MEMO

18. 犯罪被害者等見舞金の手続きについて

白岡市犯罪被害者等支援条例に定める「犯罪行為により死亡したものの遺族」として見舞金の支給対象に該当する場合は、所定の手続きにより遺族見舞金が支給されます。詳細はお問い合わせください。

<p>手 続 き に 必 要 な か た</p>	<p>犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた際に市内に住所を有している犯罪等により害を被ったもののうち、犯罪行為により死亡したものの遺族</p>
<p>手 続 き の 内 容</p>	<p>遺族見舞金の支給申請手続き</p>
<p>手 続 き に 必 要 な も の</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (2) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本または抄本その他の証明書 (3) 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けたときに市内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書 (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 遺族見舞金申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。)以外のものであるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類 (6) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者の収入によって、生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹に該当するものであるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類 (7) その他市長が必要と認める書類

担当：安心安全課 防犯・交通安全担当

19. 外国籍のかたの届出について

◇外国籍のかたが亡くなったとき

外国籍のかたが亡くなったときは、死亡の日から14日以内に、親族または同居人が亡くなられたかたの在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を東京出入国在留管理局さいたま出張所に返納してください。郵送をご希望の場合は【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

【返納先】

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1
さいたま第2法務総合庁舎1階
東京出入国在留管理局 さいたま出張所
☎ 048-851-9671

【郵送先】

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局 おだいば分室 宛て

◇亡くなられたかたの配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられたかたの配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」のかたは、死亡届から14日以内に東京出入国在留管理局への届出が必要な場合があります(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

東京出入国在留管理局 さいたま出張所
☎ 048-851-9671

20. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口または問い合わせ先
p.5	死亡届について	市民課	仮設本庁舎
p.8	障がい福祉の手続きについて	福祉課	保健福祉総合センター はぴすしらおか 2階
p.9	年金の手続きについて	保険年金課	保健福祉総合センター はぴすしらおか 2階
		日本年金機構春日部年金事務所	048-737-7112
p.10	葬祭費について	保険年金課	保健福祉総合センター はぴすしらおか 2階
p.11	介護保険等の手続きについて	高齢介護課	保健福祉総合センター はぴすしらおか 2階
p.12	亡くなられたかたに 児童がいる場合について	こども保育課	保健福祉総合センター はぴすしらおか1階
p.14	住民税について	税務課	仮設本庁舎
p.14	軽自動車税について	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 住民税担当	
		125ccを超えるオートバイの場合 関東運輸局 埼玉運輸支局 050-5540-2026	
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会埼玉事務所 050-3816-3110	
p.15	固定資産税・ 都市計画税について	税務課	仮設本庁舎
	県営住宅関係の 手続きについて	埼玉県住宅供給公社	048-829-2861
p.21	外国籍のかたが亡くなられた ときの特別永住者証明書 (外国人登録証明書)の返納 先、郵送先について	〈返納先〉 東京出入国在留管理局 さいたま出張所 ※郵送での返送はできません。返納される場合は直接窓口にお越しください。	
		〈郵送先〉 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎 9階 東京出入国在留管理局 おだいば分室 宛て	
p.21	亡くなられたかたの配偶者や ご家族が外国籍のかたの場合	東京出入国在留管理局 さいたま出張所	048-851-9671
		東京出入国在留管理局	0570-03-4259
p.28	所得税、相続税について	春日部税務署	048-733-2111

21. その他の主な手続き

◇亡くなられたかたが会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載しています。

項目	期日	備考	
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。	
社員証等 (身分証明書)の返却		資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。	
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。	
国民年金第1号被保険者 への切替		被扶養者のうち60歳未満の配偶者は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後に国民年金への切替手続きが必要です。	
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。	
埋葬料の請求		2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求		5年以内	請求及び受給権の確認や必要書類等については、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターにご確認ください。

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☑	運転免許証返納		警察署	運転免許証
☑	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票(除票)の写し 届出人の本人確認書類
☑	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
☑	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
☑	水道料金の 名義変更・解約		白岡市 上下水道部 経営課 経営担当 ☎ 0480-92-1304	
☑	NHKの名義変更・解約	早めに	NHK	
☑	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票(除票)の写し 届出人の本人確認書類
☑	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☑	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社から 必要書類を取り寄せる
☑	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

◆その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☑	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。相続人になるかたが、役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と請求してください。
☑	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☑	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☑	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☑	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

◇空き家を相続されるかたへ

●適切な登記について

建物や土地は、相続登記の手続きがされていなくとも、相続人が適切に管理する義務があります。また、名義が変更されていないと売買や賃貸の契約ができないため、速やかに相続登記の手続きを行いましょう。

●空き家の適切な管理について

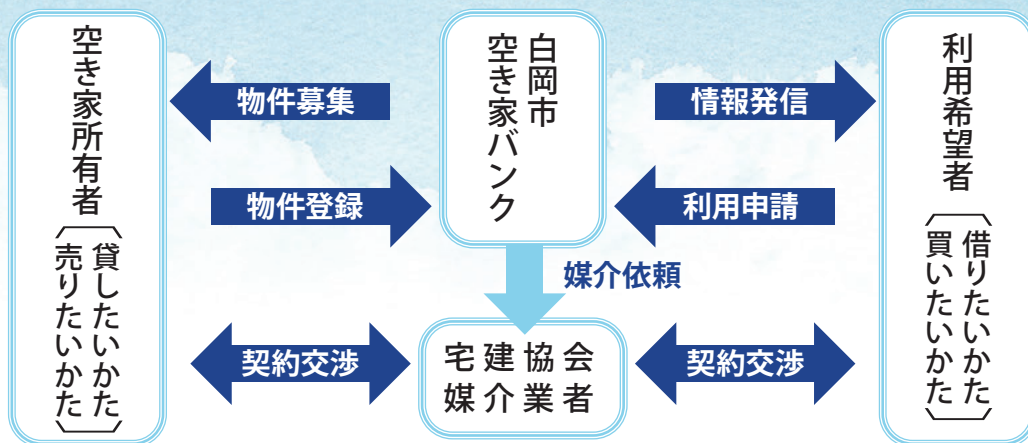
「空家等対策の推進に関する特別措置法」には「所有者等の責務」として空き家の適切な管理に努めるよう定められています。空き家が原因となって、近隣や通行者のかたに被害が生じた場合、所有者等の責任となり、民事的・刑事的な責任を問われるおそれがあります。問題が発生する前に、空き家の適切な管理をお願いします。



●空き家の活用や流通について

建物が傷むと賃貸や売却が難しくなり、問題が長期化することがありますので、早いうちに活用を考えましょう。白岡市では、空き家の賃貸や売却を希望するかたから申し込みを受けた情報を空き家の利活用を希望するかたに紹介する「白岡市空き家バンク」を設置しています。

契約交渉は、市と協定を締結した公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉葛支部を通じて選ばれた宅地建物取引業者が行いますので、安心してご利用いただけます。空き家バンクの詳細についてはお問い合わせください。



ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

担当：環境課 環境保全担当

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されました。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

チェックリスト

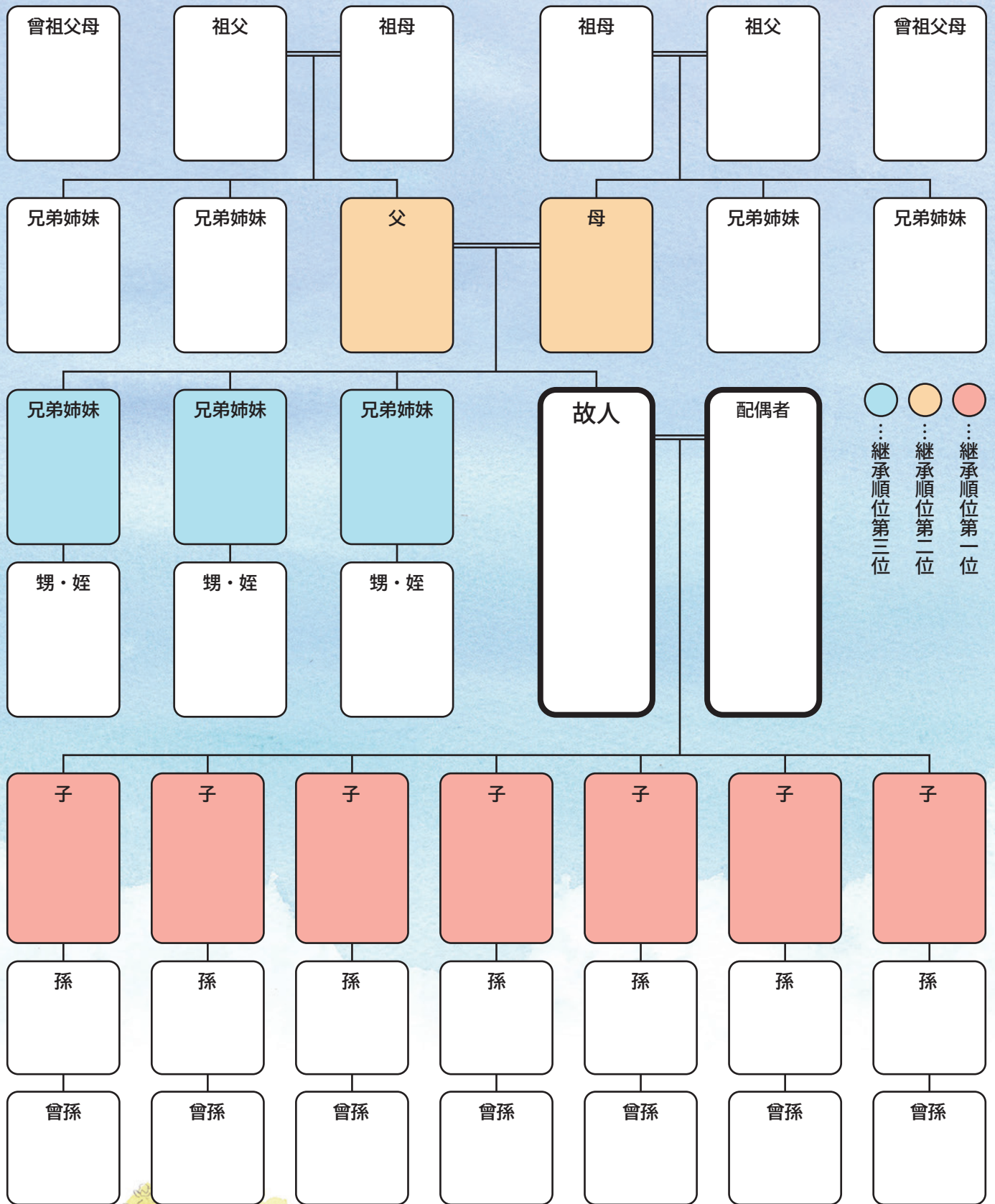
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

山下行政・労務コンサルティング

山下行政書士事務所



預貯金解約



遺産分割



不動産登記

相続後の手続きは相続・遺言専門行政書士へお任せください
 司法書士・税理士と連携しており、全て当事務所で対応いたします

相続後の主な手続き

- ・ 遺言書の有無確認
- ・ 法定相続情報一覧表の作成
- ・ 遺産分割協議書の作成
- ・ 不動産名義の変更登記
- ・ 銀行預金等の解約手続き
- ・ 相続税の申告・納付

まずはお気軽にお電話ください

初回相談無料

電話受付時間 9:00-18:00 (土・日・祝日も受付対応)

☎ : 048-856-9342

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所

代表 特定社会保険労務士・特定行政書士 山下清徳 (幸手市在住)
(埼玉県行政書士会所属)

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-105 千鳥ビル 5F

E-mail : yamashitaoffice@hb.tp1.jp HP : <https://yamashitaconsulting.com/>



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

相続人や
相続分は
どうなるの？

相続

相続放棄の
手続きは
どうやるの？

費用は
どのくらい
かかる？

遺言

後見人って
どういうもの
だろう？

遺言書は
書いたほうが
いいの？

後見



女性の司法書士がご対応します



代表司法書士
石井
麻恵

令和6年4月から、相続登記は義務化されました。

不動産を所有されている方が、お亡くなりになった場合、法務局へ名義の変更登記の申請をすることが義務化されました。女性の司法書士が、丁寧に分かりやすく説明することを心がけていますので、まずは、一度ご連絡ください。その他ご相談もお待ちしております。

初回相談無料

土日祝日は、ご予約により対応いたします
※ご希望であればご自宅までお伺いいたします



司法書士石井事務所

埼玉司法書士会

〒362-0805 埼玉県北足立郡伊奈町栄三丁目143番地2

☎048-876-9945

受付時間

平日 8:30-17:30



葬儀式場あすかホール

あすかホール

〒344-0056
 埼玉県春日部市新方袋1160-1
 TEL：048-761-0022
 FAX：048-761-0051
 埼玉葛火葬場前

各宗旨・宗派に対応
 家族葬もお任せください



式場のご案内・事前相談は

お見積り
 無料

 **0120-45-2277**

葬儀について何でもご相談ください。

埼玉葛火葬場内の式場もご利用いただけます。

広くて明るい安置室を完備



24時間 365日
 いつでもお迎えに上がります。



有限会社
あすかホール



ホームページ <https://asukahall.net>

発行 白岡市市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 令和8年5月作成

